地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月24日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 指定管理者の名称

名 称 社会福祉法人発寒子どもの園

代表者 理事長 小川 聡子

所在地 札幌市西区発寒 9条 11 丁目 1番 20号

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地 名 称 札幌市二十四軒南保育園

所在地 札幌市西区二十四軒1条4丁目

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

- 4 管理業務の範囲
  - (1) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
  - (2) 条例第6条第1項に規定する特定教育・保育、特別利用保育、時間外保育、一時預かり及び夜間保育の実施に関する業務
  - (3) 前各号に掲げる業務に付随する業務